

岡崎市地域貢献型空き家改修事業費補助制度のご案内

岡崎市では、空き家の有効活用を行うことにより、地域交流の活性化、地域コミュニティの再生、地域街づくりの推進を図ることを目的に改修に要する費用の一部を予算の範囲内で補助しています。

補助の対象

地域貢献活動の拠点としているもの又は拠点とすることを予定しているものであり、補助対象者が譲受した空き家又は借用している空き家。

申請者は、次の１から６までの全ての要件を満たす者であること。

- １ 地域貢献活動者であること。
- ２ 空き家の所有者又は空き家の所有者の同意を得て、補助事業を行う者。
- ３ 岡崎市税を滞納していない者であること。
- ４ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ５ 本補助金の交付を受けようとする日の属する年度に補助金を受けていない者であること。
- ６ 過去に当該空き家に対して本補助金を受けていない者。

※当該補助対象者の配偶者、直系尊属若しくは卑属、兄弟姉妹、生計を同一にしている者から譲受したもの及び借用しているものは対象外です。

補助金の額・件数 対象経費：補助事業に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。）

上限50万円（１件） 補助率 １／２

申込方法・期間

（申込方法）

『地域貢献型空き家改修事業費補助金事前相談書（様式第１号）』に関係書類を添付して、住環境整備課窓口へ提出。

（申請期間）

『地域貢献型空き家改修事業費補助金交付申請書（様式第２号）※』を提出する日より前まで。

※ 補助事業に着手しようとする日の５開庁日前の日又は補助を受ける方が空き家を譲受した日又は借用することを開始した日から２年を経過する日までに申請してください。

注意事項

- ・ 空き家を地域貢献活動に使用した場合、土地の固定資産税が上がる可能性があります。
- ・ すでに補助事業に着手している場合、補助金を受けることはできません。
- ・ 補助金の交付を受けた者は、５年を経過する日の年度末までの間は、毎年度、地域貢献活動の実績を報告してください。
- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、２年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときはあらかじめ報告し承認を受けてください。

お問合せ：岡崎市 都市政策部 住環境政策課 空家対策係
TEL 0564-23-6024 FAX 0564-23-7528

補助金交付まで

所有者の手続き

市の手続き

